〈参考法令　抜粋〉

食品衛生法施行令

第八条　都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第二十九条第一項又は第二項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

２　都道府県等が前項の条例を定めるに当たっては、第一号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第二号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一　食品衛生検査施設の設備

二　食品衛生検査施設に配置する職員

食品衛生法施行規則

第三十六条　令第八条第二項第一号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

二　純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

②　令第八条第二項第二号に掲げる事項に係る厚生労働省令で定める基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。